

# 鎌倉芸術館 かまくらアーツ・クラブ 会員規約

## 第1条 (名称)

本会は、「かまくらアーツ・クラブ」(以下「アーツ・クラブ」)と称します。

## 第2条 (会員)

会員はこの規約を承認したうえで、鎌倉市より指定管理者として指定を受けたサントリーパブリシティサービスグループ(以下「指定管理者」)が運営する鎌倉市芸術館(以下「鎌倉芸術館」)に鎌倉芸術館所定のアーツ・クラブの入会申込を行い、鎌倉芸術館が入会を認め、かつ第5条に定める年会費を支払った方をいいます。なお、お一人の方が二重入会することはできません。

## 第3条 (特典)

アーツ・クラブ会員の特典は、以下のとおりとします。なお、特典内容は、予告なく変更されることがあります。

### (1) 鎌倉芸術館が主催する公演チケット(以下「チケット」)の先行予約

なお、先行予約販売がない公演もあります。また、本特典は会員が必ずチケットを購入できることを約束するものではありません。会員販売の予約枚数に達した時点で先行予約受付を終了いたしますので、予めご了承ください。

### (2) チケットの割引販売

会員は鎌倉芸術館所定の枚数のチケットを鎌倉芸術館所定の割引額にて購入することができます。なお、チケット割引販売がない公演もあります。

### (3) その他会員サービス

会員は鎌倉芸術館が指定する諸サービスを受けることができます。サービスの利用に際しては、会員証を必ずご提示頂き、当該ご提示がない場合、サービスを受けることができないものとします。

### (4) 鎌倉芸術館にて開催される各種公演情報の提供

## 第4条 (会員期間)

アーツ・クラブは年度会員制とし、会員期間は入会年度の4月1日から翌年3月31日までとします。なお、4月1日以降、随時入会ができるものとし、第5条第4項に定める手続を取ることににより年度毎に会員期間を更新することができるものとします。

## 第5条 (入会費・年会費)

(1) アーツ・クラブの会費は会員期間を最長1年とし、入会費500円、年会費2,000円(それぞれ消費税等含む)とします。

(2) 諸会費の支払は、全額一括前払いとします。

(3) 会員は、諸会費をクレジットカード、銀行振込または現金のいずれかの支払方法より選択し支払うものとし、次項に定める更新手続の際も同様とします。

(4) 会員が会員期間満了後も継続してアーツ・クラブへの入会を希望する場合、鎌倉芸術館が会員に対して行うアーツ・クラブ更新に関する通知に基づき、鎌倉芸術館が指定する期日までに次年度の年会費のみ支払うことにより更新手続が完了するものとし、その後の継続についても同様とします。

(5) 諸会費は、理由の如何を問わず一切返金しないものとします。

## 第6条 (会員証)

(1) 鎌倉芸術館は全員に対し、「かまくらアーツ・クラブ カード」(以下「会員証」)を発行します。

(2) 会員証を含む会員としての権利は、会員本人のみが利用できるものとし、いかなる場合にも他人に譲渡・貸与することはできません。

## 第7条 (会員証の紛失・盗難)

(1) 会員は、会員証を紛失し、又は盗難にあった時は、速やかに鎌倉芸術館に届け出ることとします。

(2) 会員が紛失・盗難・その他の事由により会員証を他人に利用された場合といえども、鎌倉芸術館および指定管理者は一切の責任を負いません。また、他の会員・鎌倉芸術館・またその他の方に損害を与えた場合、会員において責任をもって、対応するものとします。

(3) 会員は、第1項の事由により会員証の再発行を受ける場合は、鎌倉芸術館の定める手数料を支払うものとします。

## 第8条 (届出事項の変更)

(1) 会員は、鎌倉芸術館に届け出た氏名・住所・電話番号・メールアドレス等に変更が生じた場合は、ただちにその内容を鎌倉芸術館に届け出るものとします。

(2) 前項の届出がないために生じた会員の損害について、鎌倉芸術館はその責を一切負わないものとします。

## 第9条 (退会)

(1) 会員は、いつでもアーツ・クラブを退会することができるものとします。

(2) 会員がアーツ・クラブの退会を希望する時は、鎌倉芸術館に退会の申し出をするとともに、会員証を返却するものとします。

(3) 会員が次のいずれかに該当する場合は、鎌倉芸術館の会員の資格を取消すことが出来るものとします。

①入会時に虚偽の申告があったとき

②年会費の支払いを行わなかったとき

③鎌倉芸術館が定めた規約に違反したとき

④会員期間満了後の継続手続きがなされなかったとき

⑤その他、鎌倉芸術館の運営上支障があるとき

(4) 退会の理由の如何を問わず、年会費は一切返金しないものとします。

## 第10条 (規約の変更)

鎌倉芸術館は、本規約を随時変更・改廃することができるものとします。この場合、鎌倉芸術館は変更事項を会員に別途定める方法にて速やかに通知するものとします。

## 第11条 (個人情報の取扱い)

会員の個人情報については、チケットの販売(先行予約販売を含む)、各種公演情報のお知らせなど、アーツ・クラブの運営の目的にのみ使用いたします。なお、サービス・公演の品質向上の目的で、個人を特定しない統計的情報の形で使用いたします。

## 第12条 (指定管理者の変更)

指定管理者が変更された場合は、本規約は、会員と新たな指定管理者との規約となることを会員は予め承認するものとします。

また、会員は、登録された個人情報が新たな指定管理者に承継されることを予め承諾するものとします。

付則 この規約は、平成29年5月9日から施行します。